

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可
概要	液化石油ガス販売事業者は、貯蔵量が3,000kg以上の貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとするときは、貯蔵施設又は特定供給設備ごとに、その所在地を管轄する市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第36条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149)
審査基準	申請された貯蔵施設又は特定供給設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条に規定する技術上の基準に適合していることが必要です。 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第14条及び第52条から第54条まで (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409M50000400011) ・高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第515号） ・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第123号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日保局第1号）
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可を受けようとするとき
提出方法	貯蔵施設等設置許可申請書に審査のために必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	